特別徴収

特別徴収は、 年金から

差し引きにより納付します。 ③年金を受給していない ②転入した方

方

い合わせください

介護保険料の納付方法

る方は、 ますので、ご確認ください 料決定通知書でお知らせし (5月29日以降に65歳にな に送付する介護保険 65歳を迎えた翌月

普通徴収となる方 次の方は普通徴収で納付

①年度の途中で65歳になる

します。

としも可能です。

前に申し込みが必要です。 落としを希望する場合は事 自動引き

6月中旬以降

ちょ口座からの自動引き落 銀行・ゆう

コンビニ払い、 Payを利用し

る納付書で金融機関の窓口 普通徴収は、 ペイジー、 市が送付す 介護保険料の減免制度

設けています。

上減少した方の介護保険料 または重症となった、ある の生計の中心者が、新型コ 護保険料を減免する制度を 3段階の方で生活が著しく ロナウイルス感染症で死亡 いは収入が前年より3割以 活保護受給者を除く第1~ 難と認められた方へ、 また、

を減免する制度を設けて 介護保険料が ださい。 お問 合がありますのでご注意く 認定証の発行ができない場 得の申告がされていないと ※非課税世帯を証明する所

所得段階に応じて16段階に 年額6万6千円に改定しま 上の方 が納付する保険料基準額を 令和3年度から、 この基準額を基に、 (第1号被保険者) 保険料を決定しま 65 歳 以

で賄っています。 普通徴収

2月支給の年金から差し引 を「本徴収」として10.12. 徴収の合計額を引いた金額

以降は、 年額保険料から仮

納期限内に納付できない場 が発生する場合があります。 介護サービス利用時に制限 滞納処分の対象となる他 合は担当へご相談ください 保険料に未納があると

内と申請書を送付します。 継続して対象となる可能性 継続して認定を受ける場合 は、7月31日 (土) です。 の負担を軽減する事業もあ 低所得の方に対し、 のある方には、6月中に案 介護サービスを利用する 毎年申請が必要です。 い合わせください。 詳しくは、 社会福祉法人など 利用料

2046(252)7719 ₩046(থు5থ)®থ౫® 部例外あり 額が18万円以上の方です(一 年金の年間受給 収に切り替わります。①~ ①②は翌年度以降特別徴収 円未満の方 ④年金の年間受給額が18 の準備ができ次第、特別徴

額の軽減

費の負担軽減や利用者負担

低所得者の方の食費・

担当

介護保険課

前に通知します。 収に切り替わる場合は、 ④のいずれの場合も特別徴 普通徴収の納付期限 普通徴収では、1年分 事

福祉施設、介護老人保健施

介護保険施設

(介護老人

令和3年度介護保険料

象者は、

に一度計画の見直しを行

事業を進めていま

とに設定するため、前年の

介護保険料は所得段階ご

得が決定する6月以降に

介護保険制度では、

3 年

特別徴収の方へ仮徴収

ます。 各納期内の納付をお願い 保険料を6月~翌年3月ま で10回に分けて納付します。

全員が市民税非課税の方(預 住費は自己負担となります ステイを含む)の食費、 たす方)は、 生活保護受給者や世帯 介護療養型医療施設

度額認定証」が交付され ることで「介護保険負担限 貯金要件など認定基準を満 市へ申請をす

の方の保険料、

23パーセン

として差し引きます。

10 月

月支給の年金から「仮徴収

トを65歳以上の方の

27パーセントを40歳~64

どに必要な費用は、

50 パ ー ・ビスな

月に年金から差し引いた金 算定します。このため、2

の介護保険サー

セントを公費

(国・県・市)、

額と同じ額を、

4 6 8

介保険料の未納があると

適用は申請した月

ますが、 している認定証の有効期限 の初日からです。現在交付 負担が軽減されます。 申請は随時受け付けて

6月の相談日(祝・休日を除く)※相談はいずれも無料です。

区 分 消費 生 活 (訪問販売・多重債務など) ところ **2046(252)8490 (電話相談も可)** 毎週月曜〜金曜日午前9時30分〜正午、 午後1時〜4時(第2水曜日(9日)は午後のみ) 8日夜 9日 15日夜 毎月第2・第3・第4火曜日午後6時~8 予約制(電話可) 時30分 護 市役所 1 階相談室 16日 22日夜 23日 ※ 1 日午前 8 時30分か ら今月分を受け付け、 いずれも定員になり次 17日 毎月第3木曜日午前9時30分~11時30分 1] 以 (国に対する要望) 行 政 書 士 (遺言書等作成) 交 通 事 故 締め切ります。な 弁護士相談は1年 10日 毎月第2木曜日午後1時30分~4時30分 人1回のみ(25分 毎月第3火曜日午後1時30分~4時 15日 以内)、分譲マンション 相談は1時間以内、そ の他の相談は一人1回 につき30分以内とさせ ていただきます。相談 される要点をよく整理 してお越しください 2月を除く第4金曜日午後1時30分 理 士 25日 不 動 産 (取引・契約) 分譲マンション 毎月第4木曜日午後1時30分~4時30分 24日 毎月第2金曜日午後1時30分~4時30分 (10日まで受け付け) 〜金曜日午前8時30分〜正午、 〜5時15分 (近隣·管理組合) してお越しください。 毎週月曜~午後1時~ 般 ₩046(252)0220 ☎046(252)8087 担当 広聴人権課 ☎046(252)8218 毎月第2火曜日午後1時30分~4時 (電話相談のみ、事前予約制) 人権擁護委員 (近隣問題など)

毎週月曜 午後 1 時 メ 性 相 談 (DVなど) ——

23046(252)0220 -金曜日午前9時~正午 -5時15分 市役所1階広聴人権課 担当 広聴人権課 ☎046(252)8483 ☎046(252)0220 |毎月第3木曜日午前10時~午後3時 | ふれあい会館2階会議室

担当 生活援護課 ☎046(252)8566 四046(252)7043

担当 教育指導課 ☎046(252)8732 図046(252)4311

商工観光課 ☎046(252)7604 △ 046(255)3550 午、午後1時~5時(電話のみ) | 介護保険課 ☎046(252)7084 ᡂ046(252)8238 火曜 ·木曜日午前10時 3時(予約制(電話可))ぽむ出張相談毎月第3木曜 日午前9時、10時30分(各一人で予約制(電話可)) 障がい福祉課 就 労 支 援 担当 障がい福祉課 ☎046(252)7132 046(252)7043 自立サポート 毎週月曜~金曜日午前

每週月曜~金曜日午前8時30分~正午、 市役所 2 階子ども政策課 児 午後1時~5時15分(電話可) 担当 子ども政策課 ☎046(252)8026 四046(255)5080 毎週月曜~金曜日午前10時15分~11時30分、午後1時~4時45分(予約制(電話可)) 市役所 2 階子ども育成課 ひとり親家庭 担当 子ども育成課 ☎046(252)7201 四046(255)5080 青少年センター 1 階 青少年相談室 每週月曜~金曜日午前9時~午後4時

青少年相談室 ☎046(256)0907 ໝ046(259)2163 担当 教_____育 毎週月曜〜金曜日午前10時〜午後4時 子どもいじめ 毎週月曜〜金曜日午前8時30分〜午後5時(電話のみ) 市役所 5 階教育研究所 ホットライン 市役所 5 階教育指導課 午後1時~4時(予約制(電話可) (障がい児対象)

6月6日 (日) ~12日 (土) は

灯油・ガソリン・油性塗料などは身近な危険物です。これらによる火 災は、発生や拡大の危険性が高く、消火も困難です。取り扱いには十分 注意しましょう。

令和 3 度危険物安全週間推進標語

トライ重ねる ワンチーム

住宅用火災警報器

火災発生を警報音や音声で知らせる住宅用火災警報器の設置が平 成23年6月1日から義務付けられています。設置していないご家庭 は設置をお願いします。設置基準など詳しくは担当へお問い合わせ ください。

※住宅用火災警報器の交換目安は10年です。定期的に点検をお願い します。

担当

☎046(256)2187 **☎**046(256)3225

6月に納めていただくのは

▽市·県民税(第1期)▽国民健康保険税(第1期)▽介護保険料(第1

※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンス ストア、LINE Payで納めてください。その他使用料などのご納付もお忘 れなく(新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、金融機関窓口などで の納付を避け、ペイジーやLINE Payをご利用ください)。

※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。

※納期限を過ぎると、督促状を発送します。また、延滞金を納めていただ く場合があります。

※毎月第2・第4土曜日午前8時30分~正午に、市役所で市税、国民健康 保険税の納付窓口を開設しています。詳しくは収納課☎046(252)8021へ(国 民健康保険税については国保年金課☎046(252)8383へ)。

青